

令和4年度 第3回 福岡県環境審議会 議事録

日時：令和5年1月23日（月）

13：00～15：00

場所：福岡県庁 講堂

(環境政策課：牧草企画広報監)

それでは、定刻になりましたので、ただ今から令和4年度第3回福岡県環境審議会を開催させていただきます。

本日司会を務めさせていただきます、環境政策課 企画広報監 牧草でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

傍聴者の皆様をお願いいたします。

「福岡県環境審議会傍聴要領」の規定により、本日の審議会における報道機関の方、傍聴者の方による撮影につきましては、この後の部長挨拶まで、また、録音につきましては、会議終了まで会長に許可されております。皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

議事に入ります前に、環境部長の小磯より御挨拶を申し上げます。

(環境部：小磯部長)

皆さん、こんにちは。

環境部長の小磯でございます。

それでは、一言ご挨拶をさせていただきます。

本日は、お忙しい中、当環境審議会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、本県の環境行政につきまして、日ごろから厚く御協力をいただいておりますことにも感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

さて、前回の環境審議会から、今回の環境審議会までの間での少し世界的な事も含めた、大きな動きについて触れさせていただきます。

昨年11月に、国連の気候変動の枠組条約会議、第27回会議という事で、COP27と言われております、これがエジプトで開催をされまして、今回その会議の中で気候変動の悪影響に伴います損失や損害につきまして、先進国が基金を設置するということが合意されたというところでございます。ただ詳細については、これからというふうに聞いております。

そして、同じく昨年12月には、国連の今度は生物多様性の第15回の締約国会議こちら、COP15と呼ばれておりますがこちらがカナダで開催をされまして、新たな生物多様性の目標といたしまして、陸と海の30%以上をですね、保全していく30by30とよばれておりますがそういった新たな目標が設置をされたというところであります。

そして、本県におきましては、昨年11月、福岡市におきまして、「アジアからのワンヘルスアプローチ」ということをテーマといたしまして、「アジア獣医師会連合大会」が開催をされております。この大会ではワンヘルスの活動をアジア・オセアニアから世界に向けて発信をして行くんだ、こういった方針が「アジアワンヘルス福岡宣言2022」として採択をさ

れております。

そして、このアジア獣医師会連合の日本事務所も福岡オフィスとして設置されることが決まっているところでございます。

本県といたしましても、このような動きを踏まえまして地球温暖化対策、生物多様性の保全などの施策を展開し、ワンヘルスにつきましても、その世界的先進地となるよう努めて参る考えでございます。

本日の審議会は、答申事項1件、諮問事項1件、部会決議報告2件、その他報告1件でございます。いずれも本県の環境行政における重要事項でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(環境政策課：牧草企画広報監)

ここで傍聴者の皆さまに、再度お願いでございます。冒頭をお願いをいたしましたとおり、本日の審議会における撮影につきましては、ここまでとさせていただきます。なお、録音につきましては、会議終了まで許可されております。御協力お願いいたします。

ここで事務局から御報告でございます。

本日は、会長及び委員36名中25名の出席で、半数以上の御出席をいただいております。

したがって、福岡県環境審議会条例第5条第2項の規定により、会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

なお本日、野村委員、毛利委員、森下委員につきましては、代理にて、九州農政局 生産部 生産技術環境課 課長補佐 後藤様、九州経済産業局 資源エネルギー環境部 環境・リサイクル課長 森様、九州地方整備局 企画部 広域計画課長 佐伯様に御出席いただいております。

それでは、本日使用いたします資料の確認をお願いいたします。

お手元の配付資料及び事前に郵送でお送りしております資料につきましては、資料リストにお示しているとおりです。

資料の不足がございましたら、挙手により事務局までお知らせください。

会議につきましては、福岡県環境審議会条例第5条第1項により会長が議長となることが規定されております。それに基づきまして、これからの議事につきましては、浅野会長にお願いしたいと思います。浅野会長よろしくお願いいたします。

浅野会長

それでは、本日お集りいただきまして、ありがとうございます。私からも昨年11月17日に開いた当審議会以降の国の環境政策の動きについて、少し御報告を申し上げます。12月22日のことですが、政府におかれまして、GX会議、GXというのはグリーントラン

スフォーメーションという言葉の略語ですが、このGX実現のための基本方針が、この会議で取りまとめられました。これまで日本では、化石エネルギーを中心として産業構造、社会構造ができあがっていたのですが、これをクリーンエネルギー中心のものに変えるというわけです。方針案の言葉を借りれば「我が国の産業エネルギー政策の大転換を図るもの」とこういうのが出されて、様々なことが中で謳われておりまして、次の国会には、これに必要な法案提出も考えるということになっております。特に温室効果ガス排出者に応分の費用負担をさせようというカーボンプライシングの制度を導入することにつきましては、中央環境審議会でも3年間ずっと議論を続けてきたわけですが、このGX会議では排出枠取引制度、それから環境税という言葉を使いませんけれども、課徴金の制度を2030年度を目途にスタートさせることを正式に打ち出しております。明日、中央環境審議会のカーボンプライシング小委員会を開催いたしますが、そこでもこのGX会議の方針については、多分了承を得られるだろうと思っています。こういう大きな動きはございますが、これらの動きを受ける形で、現在国の環境基本計画は第5次計画が動いておりますけれども、再来年が、これの改訂の時期になりますので、昨年12月から、第6次の環境基本計画検討のための準備が始められております。

それから、気候変動の予想以上の進行に伴い、熱中症の問題が全国的に深刻な問題になりつつありますので、次の国会には、気候変動適応法を改正して、熱中症対策を本格的に国としても取り上げるということが決まりそうであります。現在も国には熱中症対策計画というのがありますが、これを法律に基づく法定計画にして、関係各省が協力して対策を進めることにしようというわけです。市町村にも、クーリングシェルターという言葉が使われていますが、暑いときそこに逃げ込んで、暑い時期を過ごすことができるような、避難場所を作ることをぜひやってくださいというようなことが、法律に書かれることになりそうです。それから、現在も熱中症予防のための警報というのが出てくるのですが、福岡の場合には、毎日のように警報が鳴るものですから、狼少年のようになってしまっていて、あまり意味がなくなっている。そこで、今回の法改正を機会に、もっと強力な本当に必要な時のアラートをもう一つ、もう一段階作ろうということになりまして、これについては、例えばカナダなんて年にせいぜい3回か4回くらい、アラートが出るらしいのですが、我が国でもそのくらいのをちゃんと考えてアラートについても整備をするということが、議論されているようです。全国一律同じ基準でやると非常に問題がありまして、九州は九州なりの状況を踏まえて出さなければなりませんので、これについてはぜひしっかり検討をしてほしいということを私の方からも環境省には要望しています。

その他ですが、既に「循環経済工程表」というものが、9月6日に環境省で決定されておりまして、これまでの循環型社会ということをもっと経済効果そのものに踏み込んだ循環経済体制とするという形で進めていくため、施策の体系に即してその工程表を作るとい

うことが行われましたが、これを受ける形で、廃棄物処理法の中には廃棄物処理の基本方針というものが決められているのですが、この基本方針を見直すこと、それから廃棄物処理施設の整備計画についても、現在燃やしているわけですけど、それだけではどうしてもCO2の問題がありますから、それをどうするかということ考えた新たな処理施設の整備基本計画についての見直しが行われることになりまして、これが動き始めております。こんなところが、最近の大きな動きということになるわけです。さらに、少し細かいことになりますが、化学物質関係でいろいろな動きがございまして、化学物質の審査及び製造等の規制法に第1種特定物質、1特とっていますが、それ以外に第2種特定物質という制度があります。これはこれまでもう本当に10年くらい全然新しいものが指定されていなかったのですが、今回、NPEですね、ポリアルキルノニルフェニルエーテルを新たに2特に入れるということが、方向としては一昨日の審議会で承認されまして、これからさらに具体的な準備が始まります。2特になりますと、どれだけ作っているかというようなことの届出義務が生じるとか、製品中にそれが含まれている場合には、表示をしなければならないという義務がかかるわけですが、人間に対して悪影響を及ぼすだけではなくて、生物に対する悪影響ということ考えた化学物質の2特指定は、今度が初めてということですよ。それからさらにペルフルオロヘキサンスルホン酸というのですかね、PFHX5というのが、国際条約の変更に伴って、新たに第1種特定物質に加わることになりましたし、その他さらに水質汚濁防止法では、事故などを起こして川などに、こういう化学物質が流し込んだときは、ちゃんと届けてくださいという、指定物質制度があるのですが、その指定物質制度に新たにアニリンと、ペルフルオロオクタン酸、PFOAですね。それからPFOS、ペルフルオロオクタン酸、こういう物質を新たに指定することが決まりまして、これが2月1日から施行されるということで少し動きが鈍かった化学物質関連についても今かなり動きが出てきていると、というのがこの数か月の間の国の動きでございます。

さて本日は、当審議会から知事あて答申をまとめていただきたいということで、1件議題になっておりますが、それはすでに11月の審議会の時に知事から諮問を受けまして、内容についての御検討をこの会議でも少しいただき、その後専門委員会を設けまして、そこで検討してきたものであります。地球温暖化対策の推進に関する法律、通称温対法と申しております温暖化対策の基本となる法律ですが、この中に地域脱炭素化促進事業つまり、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの利用による地域の脱炭素化のための施設の立地事業推進のために各市町村を対象とする区域（促進区域）を定めることとなりました。そして、市町村がこの促進区域を決めますとその促進区域の中で風力発電、太陽光発電であるとか、そういったような、再生可能エネルギー利用の施設を作ろうと思う時には、環境影響評価法の手続を一部省略ができるということになっているのです。普通はそういう発電所を作ろうというときには、一番最初にまず配慮書を作らなければいけない。それで配慮

書に基づいて手続を行った後、具体的なアセスメントの手続を進めていくということで、結構手続が色々あるのですが、促進区域であるということが決まっている場合には、一番最初の配慮書手続というのは、しなくてよろしい。いきなり具体的なアセスの手続に入ってもいい、そういう仕組みが設けられたのです。しかし、この促進区域を市町村が決定される時に、むやみやたらとやられても困るものですから、国としては、こういうところについては配慮してほしい、県としてはこういうところに配慮してほしいということをあらかじめ決めまして、それを見た上で、市町村がそれぞれの地域の状況に応じて、促進区域はどこがいいかということを決めていただくと、こういう仕組みになりましたので、国が定めている配慮事項以外に、福岡県としても福岡県の特性を考えて配慮事項を決めておかないといけない、ということになりました。これを早く決めてあげれば早く決めてあげるほどですね、市町村が促進区域を作りやすくなりますので、急がなければいけないということがありましたから、11月の審議会にかけた後、専門委員会で鋭意検討いたしまして、本日、福岡県としての促進区域を作る上での配慮してほしい事項について一覧表をまとめることができましたので、これを皆さま方に御覧いただいて、もし御了承いただけるようでしたら知事にこれを御報告し、さらに知事のところで、できるだけ早くこれを県として決定していただいて、市町村での促進区域の決定を急いでいただこうとこういうことでございます。この諮問事項の内容はそういうことでございますが、細かい内容が結構含まれておりますけれども、まずは、国がどういうところに気を付けて欲しいとっているかということも取り込んで、書類を何通も何通も見なくていいようにですね、県の決めた方針を読めば国が注意してくれとっているところも全部分かるようにということで作った福岡県内での基準というものを、県内の市町村にお見せしたいと考えました。その結果が、今お手元に資料1として用意しておりますような内容でございます。細かい説明は事務局からこれからしていただきますので、よろしく願いいたします。事務局どうぞ。

(環境保全課：吉川課長)

環境保全課長の吉川でございます。私の方から説明させていただきたいと思っております。着座にて失礼いたします。

それでは、お手元の方に配付しております「資料1」に沿って、改めて「促進区域に関する福岡県基準」の具体的な内容について、御説明させていただきます。

まず、資料1を1枚、2枚捲っていただきまして、第1章でございます。1ページ第1章。こちらの方で、基準の基本的事項を取りまとめております。

1番としまして、「基準策定の趣旨」。昨年4月に改正温対法が施行され、市町村は、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業、いわゆる「地域脱炭素化促進事業」を推進するに当たり、その対象となる促進区域を定めるように努めることとされ

たところでございます。

また、その設定に当たっては、国及び県による基準を踏まえることとされております。

国と県の基準の関係、それらの基準と市町村が定める促進区域との関係を下の方に図示させていただいております。

まず、国が、一番上の段になりますが、網掛けの部分のとおり、環境省令で全国いずれの市町村にも共通して遵守する基準として、促進区域から「除外する区域」、市町村が「考慮すべき区域・事項」を定めます。

次に、中段の本審議会で審議いただく県基準についてになります。県は、県内市町村が共通して遵守する基準として、地域の自然的社会的条件に応じた環境保全に配慮し、「国基準の区域・事項と同等の趣旨で設定する区域・事項」や「県が独自に設定する必要があると判断した区域・事項」について、上乘せ・横出しして設定することとなっております。

一番下の段になりますが、市町村は、これらの基準を踏まえて、除外する区域を除いた区域において、レッドリストなどの環境保全の観点に加え、文化財や防衛施設などの社会的配慮の観点も踏まえながら、再生可能エネルギーのポテンシャルの分布状況・設置形態等を考慮して、促進区域等を設定することになります。

2ページを御覧ください。2番「基準の位置付け」についてです。

本基準は、地球温暖化対策法第21条第7項に規定する都道府県の基準として策定するものです。

次に、3の「基準の対象」についてです。

市町村の今後の事業可能性を考慮し、(1)のとおり太陽光・風力・バイオマスの3つの発電施設を対象としております。それ以外の施設については、市町村の要望やポテンシャル等を踏まえ、必要に応じて検討していきたいと考えております。

なお、(2)のとおり、既存建築物の屋根、屋上及び壁面に設置する太陽光発電設備については、環境保全上の支障は軽微であると考えられることから、この県基準の適用を受けない施設に設定しております。

次に3ページを御覧ください。第2章「基準等」についてになります。

1番としまして、「基準等設定の基本的な考え方」については、昨年策定した福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)に掲載しているとおり、太陽光発電や風力発電など、地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの最大限の導入を目指すこと、また、その導入に当たっては、地域と共生した事業実施を図ることを前提に策定しております。

今回設定する県の基準については、「(1)促進区域に含めることが適切でない認められる区域」、「(2)促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項」で示すとともに、「(3)～(5)で市町村が「地域脱炭素化促進事業」を推進するに当たって参考となる「地域脱炭素化促進事業が想定される箇所」、「地域の脱炭素化のための取組」、「地域の

経済及び社会の持続的発展に資する取組」に関する例示を行っております。

続きまして、具体的な基準につきまして、5ページを御覧ください。まず、太陽光発電についてです。

「(1) 促進区域に含めることが適切でないと認められる区域」では、条例等で設定した区域のうち、国基準の除外する区域と同様の趣旨で設定した区域、災害等により県民の生命・財産に大きな影響が及ぶおそれがある区域、それから計画等で長期間にわたり、同区域の目的外使用を制限している区域これらについて設定しております。具体的には、その環境配慮事項、そのの一覧にありますように環境配慮事項区域名、それから根拠法令等として取りまとめております。

まず、「土地の安定性への影響」については、一番上の「砂防指定地」から8番目の「災害危険区域」までについて、災害等により県民の生命・財産に大きな影響が及ぶおそれがあることから、対象区域に設定し、その下「保安林、保安林予定森林等」については、水源かん養機能、土砂災害防止機能、二酸化炭素の吸収固定機能等、様々な公益的機能を有し、他の場所に適地がない場合に限り、開発を許可していることから対象区域に設定しております。

その下「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の「ラムサール条約湿地」は、国際的に見た鳥類の生息地として重要な湿地であり、登録に向けた動きもあることから、対象区域に設定しております。

次の「国指定鳥獣保護区」から、下の方になりますが「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響」の「県立自然公園」までについては、国基準の「除外する区域」や、国と同等の趣旨で条例等により設定した区域であるため、対象区域に設定しております。

また、その下になりますが「歴史的風致維持向上計画で定める重点区域」から「その他福岡県が必要と判断するもの」の「第1種農地」までについては、計画等で長期間にわたり、同区域の目的外使用を制限している区域であることから、対象区域に設定しております。

ただし、表の欄外下部に「特例事項」ということで記載しておりますが、「農用地区域内の土地」から「第1種農地」までについては、営農型太陽光発電など、営農に支障がないと判断される場合には、促進区域に含めることができるものというふうにしております。

続きまして、6ページ「(2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項」についてになります。

ここでは、地域の自然的社会的条件に応じた、環境の保全への適正な配慮を確保する観点から、市町村が促進区域を定めるに当たって考慮を要する事項とその考え方、その事項を考慮するに当たって「収集すべき情報」とその「収集方法」などを取りまとめております。市町村は、先ほどの除外する区域を除き、この検討結果を踏まえた上で、促進区域を設

定することになります。

具体的には、環境省令で定められた一番左側の環境配慮事項について、国の策定マニュアル等を参考に、環境影響評価制度を所管しています自然環境課と連携し、この手続の特例事項として省略することが可能となる配慮書の趣旨も踏まえた上で、6ページの「騒音」、「水の濁り」、「重要な地形及び地質」、「土地の安定性」、それから7ページの「反射光」、「動物の重要な種及び重要な生息地」、8ページの「植物の重要な種及び重要な群落」、「地域を特徴づける生態系」、「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観」、それから9ページの「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」への影響や、「その他福岡県が必要と判断するもの」についてそれぞれ設定をしております。

続きまして、10ページを御覧ください。続いて、風力発電についてになります。

多くの部分が太陽光発電と同様の内容になりますので、異なる部分について御説明させていただきます。

まず、「(1) 促進区域に含めることが適切でない認められる区域」についてです。

太陽光発電と異なる点は、「土地の安定性への影響」の「保安林」、「保安林予定森林等」が含まれていないこと、それから「その他福岡県が必要と判断するもの」の農地に関する特例事項が含まれていないこと、それと「海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域」を追加したことが異なる点になります。

保安林等については、風量等の立地条件が限定される可能性があるため、「配慮すべき事項・区域」に整理し、「海洋再生可能エネルギー発電設備促進区域」については、現在、北九州市で進められている「洋上風力発電の区域」であり、地球温暖化対策法の対象とならないことから、明記したものになります。

続きまして、11ページを御覧ください。「(2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項」についてでございます。

ここでは、「土地の安定性への影響」の6番目に「保安林」、「保安林予定森林等」を追加するとともに、風力発電の部材が多いことから、「市町村が促進区域を設定するに当たっての考え方」に工事用道路の整備に対する配慮についても記載しております。

それから12ページになりますが「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」の下2つに「重要な鳥類の生息地、集団飛来地」、「渡り鳥のルート」、「重要なコウモリ類の生息地」を、追加しております。それから14ページになりますが「その他福岡県が必要と判断するもの」の4番目に「漁業権免許漁場」、それから「許可漁業の操業区域」、「保護水面」を追加しております。

それから、15ページになりますが、1～4番目に「空港等及び航空保安施設」、「伝搬障害防止区域」、「気象レーダー」、「防衛関係施設等」を追加しております。

続きまして、バイオマス発電の関係になります。

16ページを御覧ください。まず、「(1) 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域」についてです。

太陽光発電と異なる点について、風力発電と同様に御説明していきます。「その他福岡県が必要と判断するもの」のまず農地に特例事項がないことがあげられます。

それから、17ページをご覧ください。「(2) 促進区域の設定に当たって考慮を要する環境配慮事項」についてです。

ここでは、バイオマスを燃やして発電することから、まず17ページの「大気質への影響」、「振動による影響」、「悪臭による影響」、「水の汚れによる影響」の事項を追加しています。

それから、18ページの方では「富栄養化による影響」、「水温による影響」の事項を追加しております。

さらに21ページになりますが、「その他福岡県が必要と判断するもの」に「地形の状況」を追加しております。

なお、「振動による影響」や「土地の安定性への影響」については、環境省令では設定されておきませんが、他の施設との整合や、環境影響評価の項目との整合から追加しております。

次に22ページを御覧ください。「地域脱炭素化促進事業への活用が想定される箇所に係る例示」についてでございます。

ここでは、地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、新たな造成の必要がない建築物や土地など、地域脱炭素化促進事業の実施が想定される箇所を例示しております。

次に23ページを御覧ください。こちらの方では事業者が「地域脱炭素化促進施設の整備」と一体的に行う「地域の脱炭素化のための取組の例示」を行っております。

国のマニュアルで示されている、地域の自然的社会的条件に応じて、地域脱炭素化促進施設の整備を通じて得られたエネルギーや利益等を活用し、市町村内での温室効果ガス排出削減等に貢献する取組を例示しております。

次に、下半分になりますが、「地域の経済及び社会の持続的な発展に資する取組の例示」をおこなっております。

ここでは、国のマニュアルで示されている、「地域脱炭素化促進施設の整備」や「地域の脱炭素化のための取組」と併せて実施すべき、地域の経済活性化や地域課題の解決に貢献する取組を例示しております。

それから続きまして、24ページをお願いします。「留意事項」についてでございます。

ここでは、設定に当たり関係部局や地域の関係者との調整、影響が隣接する市町村に及ぶ場合など、市町村が促進区域を設定するに当たって留意すべき内容についてまとめてお

ります。

最後に、第3章としまして、必要があると認めるときは基準の見直しを行うことを記載しております。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

浅野会長

はい。よろしゅうございましょうか。この基準ができましたら、既に策定しております福岡県の地球温暖化対策実行計画の中の別冊という形でこれは位置付けることになります。併せて追加しておきたいと思ひます。

それから、細かいことですが、設定しては困るという区域として、国の基準に自然環境保全の特別区域というのが上がっているのですが、次に県の基準で配慮を要する区域というところにまた、自然環境保全の特別区域が出てくるので、ダメだと言っておいて何で入るかというふうに思われるかも知れませんが、実は配慮を要すると言っている区域は特別区域そのものじゃなくて、その周辺の1kmの範囲内は配慮してくださいということを言うために入れていますので、特別区域はそもそも促進区域にできないのですが、1cmでも外れたら、勝手にやっつていいというのはおかしいので、周囲1kmは駄目です。市でも色々考えてくださいと言うために入れていますからミスではありませんので、申し上げておきたいと思ひます。

それでは、専門部会で検討しました答申案の内容ですけれども、何か御質問、御意見ございましたらお受けしたいと思ひますが、いかがでございましょうか。

あまりにも細かくて、あれっと思われるかも知れませんが、さっきも言いましたようにこれで促進区域というのを市町村でお決めになりますと、そこではアセスの手続が省略できますから、実際にアセスメントではこんなことを考えてくれということを色々今まで言った蓄積がありますので、そこに書かれていることは大体配慮書で課題になりそうなことが入っているということです。そうすると、普通の場合は事業者が調べて配慮書を作らなければいけないのですが、市町村で促進区域指定をする時にも配慮書を事業者がお作りになる場合に相当するだけの準備をちゃんとしていただいて、本当に環境上問題ありそうなところは促進区域にしないように、配慮をしていただこうということで基準をつくっています。そのために、政令市とか、中核市など既にアセスメントを扱うことに慣れてある市町村はいいのですが、自分のところでほとんどやったことがないという市町村もあるものですから、ちょっと丁寧にこれだけ見れば、もうアセスの参考書などは見なくてもいいように、少し教科書的に細かいことまで書き上げているのはそういう理由からです。ですから、北九州市とか福岡市の人がこれを見て何だと思ひかもしれませんが、初めてというところではこれを見てこのとおりにやっつていただければ、だいたいアセスメントの手続

でやらなきゃならんことは全部網羅するということを考えてこれを作られている、こんなふうに御理解ください。よろしいでしょうか。

専門委員会の先生方で何かコメントをしていただいて。

はい後藤委員どうぞ。お願いいたします。

後藤富和委員

後藤です。専門部会の中で上げた意見をきちんと盛り込んでいただきありがとうございます。1点多分誤記だと思うのですが、24ページのバイオマス燃料の認証の例のところ、これ意見言わせていただいたのですが、多分F C Sと書いてある、多分F S Cじゃないかと思います。確認をしていただければ。その1点だけです。

(環境保全課：吉川課長)

はい。確認させていただきます。

浅野会長

川崎委員何かございますか。

川崎委員

はい。

浅野会長

伊藤委員はいかがでしょうか。

伊藤委員

特にないです。

浅野会長

他に何か御質問なり御意見なりございますか。

よろしゅうございませうか。それでは特段、御質問、御意見無いようでございますので、この専門委員会で決めました答申案をそのまま今の注意を受けたものは調べますが、県知事に対する当審議会からの答申ということにしたいと思います。よろしゅうございませうか。

ありがとうございます。

それでは御承認いただきましたので、留意点についてもう一度よく見直した上で、知事

に答申として差し上げることにいたします。

どうもありがとうございました。

それでは続きまして、本日新たに当審議会に諮問を受けた案件について取り上げたいと思います。この件につきましては、毎年やっていることをごさいます、県のみならず、市町村、あるいはその他の機関が県内の公共水域について行う水質測定については、全体をこの審議会で見極めて矛盾が起こらないように見るということで、毎年この水質測定計画について諮問を受けているところですが、令和5年度のこの計画についても知事から当審議会に諮問を受けております。事務局から説明をいただきます。お願いいたします。

(環境保全課：吉川課長)

引き続き、環境保全課長吉川でございます。

諮問事項「令和5年度水質測定計画の策定」について、御説明させていただきます。

お手元の資料2に基づいて御説明させていただきます。

まず、2枚めくっていただいて、資料の1ページをお願いします。

この水質測定計画の策定の目的でございます。

県をはじめ、国(国土交通省)及び福岡市、北九州市などの市町村では、県民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、川や海、湖等の公共用水域と、地下水の水質汚濁の状況を常時監視しております。

これらの監視を統一的な視点から総合的に実施するため、県が水質汚濁防止法の規定に基づき計画を策定しているものでございます。

また、この計画は、その年度において測定すべき項目、地点、方法等を定める重要なものであることから、毎年環境審議会でご審議いただき、専門的な見地からの答申をいただいた上で決定することとしております。

次に、本県の水質の現況でございます。

公共用水域におきましては、人の健康の保護に関する項目について、毎年度ほぼすべての地点で基準を達成しております。

また、水質汚濁の代表的指標でありますBODやCODについては、過去10年程度は全体として70%~90%前後で推移しております。

県といたしましては、引き続き、工場・事業場への立入検査や、下水道・浄化槽の整備促進等により水質保全のための取組を継続してまいりたいと考えております。

地下水におきましては、県内全域を対象に調査を行っており、ほぼ毎年、環境基準を超過する井戸が見受けられます。

基準超過の主な原因は、自然由来によるものですが、県では市町村等と協力して原因究明や飲用指導等の対応を行っております。

2 ページをお願いいたします。

令和 5 年度計画の基本方針でございます。

公共用水域調査におきましては、汚濁状況の経年変化を把握するため、従前のおり、原則として前年度と同じ測定地点、測定項目、測定頻度で調査を実施いたします。

地下水調査におきましては、引き続き、県内の地下水質の状況を全体的に把握するため、概況調査を実施いたします。

また、当該調査で汚染が判明し、継続調査が必要と判断された井戸につきましては、継続監視調査を実施いたします。

次に、4 の、令和 5 年度水質測定計画案の概要でございます。

実施期間は、令和 5 年 4 月 1 日からの 1 年間になります。

公共用水域の調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町村等の計 19 機関で、合計 386 地点において測定を行うこととしております。

測定項目につきましては、基本的には環境基準が設定されている項目とし、必要に応じて要監視項目やその他の項目を測定することとしております。

生活環境項目が 13 項目、健康項目が 27 項目、要監視項目が 32 項目、その他の項目として電気伝導度等を測定いたします。

次に、3 ページの中ほどになりますが、③令和 4 年度水質測定計画からの主な変更点について御説明いたします。

有機フッ素化合物の PFOS 及び PFOA は、河川においては令和 2 年度から測定をしてまいりましたが、これまで検出されることがほとんどなかったため、測定回数を年 2 回から年 1 回に変更いたします。海域及び湖沼においては引き続き年 1 回測定していくこととしております。

次に、その下(3)地下水調査についてです。

地下水調査は、国、県、政令市、中核市、その他市町の 11 機関で合計 239 井戸において実施することとしております。

4 ページをお願いいたします。

②の測定項目につきましては、環境基準項目は 28 項目、要監視項目は 6 項目、その他の項目として、水素イオン濃度 (pH) 等を測定いたします。

③の主な変更点といたしましては、令和 4 年度に実施しました概況調査におきまして、基準を超過した地区から 4 地点程度を、継続監視調査に追加することとしております。

なお、令和 3 年度及び令和 4 年度に継続監視調査を実施した地区のうち 2 地点については、水質に特に変化がないため調査を終了いたします。

また、令和元年度に要監視項目である有機フッ素化合物の PFOS 及び PFOA の暫定指針値を超過しました河川の周辺地区におきまして、定点の概況調査を 1 地点追加することとして

おります。

次に、(4)の測定結果の報告・公表についてでございます。

例年同様、12月頃に県内の状況を公表する予定としております。

以上、簡単ではございますが、令和5年度水質測定計画(案)の策定について御説明させていただきました。計画案の詳細につきましては、別冊子を添付させていただいております。また、後程御覧いただければと思います。御審議のほど、よろしく願いいたします。

浅野会長

どうもありがとうございました。それでは、只今水質測定計画について、概況につき事務局から説明いただきましたが、何かこの件に関して、御質問がございますでしょうか。御意見でも結構です。いかがでございますか。

よろしゅうございましょうか。それでは、御質問、御意見は無いようでございます。この件の取り扱いについてお諮りいたします。例年のことですが、細かい専門的な要素も含んでおりますので、この水質測定計画の最終決定につきましては、当審議会に置かれている水質部会に付託をしまして、そこでもう少し専門的に細かく見ていただき、水質部会でよろしいということでありましたら、その水質部会の決議をもって当審議会総会の決議に代えると、このような扱いを毎年しておりますが、今回も同じ扱いでよろしいでしょうか。

よろしゅうございますね。特に御異議ないようでございますので、ただ今私が申し上げましたように、水質部会に付託し、水質部会の決議をもって当審議会の決議とすることにいたします。どうもありがとうございました。

それでは、次にこれまでに部会に付託をして、決定していただきました案件について結果を御報告いたします。まず温泉法に基づいて「土地の掘削及び動力の装置の許可」これについて審議をお願いしておりましたので、糸井温泉部会長から御説明をいただきます。よろしく願いいたします。

糸井部会長

糸井です。

温泉部会の審議の結果とそれに基づく答申について御報告いたします。

お手元の資料3を御覧ください。

なお、個別の許可に関する審議内容につきましては個人情報等を含みますので、会議は非公開で行っております。公開でありますこの場での御説明は、申請件数と審議の結果のみとさせていただきます。

したがいまして、傍聴者の方々への配付資料につきましては、申請件数と審議の結果のみの記載にとどめさせていただいております。

委員の皆様にお配りしております資料につきましても、取扱いには御注意いただきますようお願いいたします。

それでは1枚めくっていただいて、1ページを御覧ください。

令和4年10月11日に諮問がなされ会長から付託を受けました、土地の掘削の許可申請1件及び動力の装置の許可申請2件につきまして、同年10月20日に温泉部会を開催し、審議いたしました。

次に裏の2ページを御覧ください。

審議の結果、「許可に支障なし」と決議いたしており、それに基づき同年12月6日に答申がなされております。

以上でございます。

浅野会長

はい。ありがとうございました。これも毎回の事でございますが、何かこの案件について御質問はございますか。

はいどうぞ。伊藤委員。

伊藤委員

はい。この件に、承認そのものについては、何も異議は無いのですけれども、昨今テレビで温泉の枯渇とか、温度の低下とか言われていて、多分温泉もやはり涵養量ですね、使用量の関係、ある種の総量的なものの目安みたいなものがないと、いずれどんどんやっていると、福岡県もそういったことになるのではないかとちょっと懸念はしているのですけど、なかなか科学的に証明するのは難しいと思いますけれども、将来的に個別じゃなくてそういった昔の工業用水法の規制じゃないですけども、そういう規制みたいなものを考える必要があるかどうかという見解があれば、難しいでしょうか。

浅野会長

はい。この件に関しては、まず事務局でお答えの用意があれば。

(自然環境課：新課長)

自然環境課長の新でございます。この件に関しては、環境指導をですね、特段今見解を示していないところでございますけども、現在、温泉の賦存量というのは、今先生が言われたように分かっていない状況でございます。将来的にどうだというのは、研究していくべきだとは思っておりますけども、国とも連携しまして情報収集をしていきたいと思っております。

浅野会長

はい。部会長から何かコメントがございましたら。

糸井部会長

既存の温泉地である、二日市、原鶴においては、揚湯量というのは規制の制限があるのですけれども、例えばその周辺地域で、日帰り温泉のようなもので、非常に揚湯量が多いものが申請がでてきている、そういうものに対しては周辺の源泉に影響がないかということを観測するようにしているのですけれども、その影響が出てきたという報告は、今のところは無いのですけれども、やはり先程言われたように、地下水と同様にやはり総量での上限、規制というのは、今後考えていく必要があるのではないかと考えております。

浅野会長

どうもありがとうございます。検討課題として大事な御指摘をいただいておりますので、引き続き事務局でも検討を進めていただきたいと思います。

それでは、この件に関して他に御発言ございますでしょうか。よろしいですか。よろしければ、この件に関しては、報告を承り注意をいただいたということにいたします。

続きまして、もう1件公園鳥獣部会の方で審議いただきました、「玄海国定公園（糸島市二丈鹿家）における公園事業の決定について」部会で検討いただきましたので、御報告をお願いいたします。この件に関しましては、本来、伊澤部会長が御報告をなさる予定でしたが、本日御欠席でございますので、部会長代理として井上委員から御説明をいただきます。井上委員どうぞよろしくお願いいたします。

井上眞理委員

伊澤部会長の代わりに私の方から説明をさせていただきます。

公園鳥獣部会からの御報告ですけれども、お手元の資料4を御覧ください。

「玄海国定公園、糸島市二丈鹿家における公園事業の決定について」でございます。

この案件につきましては、令和4年11月17日の当審議会で諮問がなされ、公園鳥獣部会に付託され、同日公園鳥獣部会を開催いたしました。

当諮問事項は、玄海国定公園内の糸島市二丈鹿家地区で宿舎を整備するために公園事業を決定するものでした。

審議の結果、諮問案の一部を修正して審議会答申案とすることが了承され、令和5年1月6日から1月19日まで県民意見の募集を行いました。意見は提出されませんでした。2ページを見ていただきたいと思います。2ページの答申書のとおり、本日、令和5年1月23日付で答申しているものです。

なお、諮問案の修正内容につきまして、事務局の方から説明を行っていただきたいと思
います。

それでは、事務局の方の説明よろしくお願いいたします。

(自然環境課：新課長)

自然環境課長の新でございます。それでは、諮問からの修正内容につきまして御説明い
たします。

資料4の4ページをお願いいたします。

4ページの下段の表でございます。参考事項の表中、下から2つめの工種の宿舎のテン
トサイトにつきまして、諮問ではテントサイト7台面積448㎡としていたところございま
すけれども、今回の答申では6台、そして384㎡としております。

これにつきましては、12ページを御覧いただきたいと思ひます。これはグランピングエ
リア、ちょうど中央から右側にグランピングエリアとなっております。テントサイトのと
ころの海岸側の法面から後方に下げることによりまして、法面の崩落を防ぐための変更し
ているところでございます。後方に下げることのできないテントサイト1台の計画を取り
やめて7台から6台にしたところでございます。

次に資料は6ページにお戻りいただきたいと思ひます。6ページでございます。下の表
です。2. 整備すべき施設の内容、(1) 整備計画、公園施設の種類のテントサイト6台と
してしております。諮問では7台、先程言いましたように7台、448㎡としておりましたところ、
今回の答申では6台で、384㎡としているところでございます。その下の計と書いておりま
すけれども、最大宿泊者数、諮問では600人、最大宿泊者数600人としておりましたところ、
160人としております。これは、諮問では敷地全体の建設可能面積として算定をしまして、
600人としておりましたところ、答申では、植生の保全ゾーン等を除きまして、再度計算を
し直し160人としているところでございます。

次に7ページでございます。3. 環境影響予測及び自然環境保全のための対策の(2)で
ございます。その影響を軽減させるための措置のところ、3行目、植生保護を目的とする
もの以外の盛土等の造成は行わないとしております。そして、続いてその4行目、自然植生
の保護対策として保全ゾーンへの立入を抑制する対策、柵、説明版の設置を行うとしてお
ります。下から8行目以降でございますけれども、光源を用いる広報物等については、動光又
は点滅を伴うものでないこと、並びに照明の範囲を必要最小限とすること、し尿及び雑排
水については、合併処理浄化槽により処理し、処理水は直接海岸に排水しない対策を行う
こととしている。雨水についても、直接海岸に流下しない対策を行うこととしている。海岸
保全については、注意喚起と清掃に努めるとしております。これが、諮問からの修正内容に
ついてでございます。説明は以上でございます。

浅野会長

はい。よろしゅうございましょうか。元の諮問の資料がここには無いので、頭に前はどうか、完全覚えておられる方はいないかもしれませんが、部会で当初出されていた申請に基づいて事務局から当審議会に出されていた案に対しては、厳しく修正を求める意見が出され、それを受ける形で事業者も了解して下さったのだと思うのですが、今日御説明がありましたように、かなり削減をし、注意を厳しくするという事で、答申に至りまして、結論的には、承認してもよいということですが、かなり厳しくしたというのがただ今の部会の報告でございます。

何かこの報告につきまして、御意見がございませうでしょうか。

はいどうぞ。河邊委員。

河邊委員

ありがとうございます。河邊です。この案件に関しましては、前回様々な方から色々な意見が出たものでございました。色々修正して下さって、ありがとうございます。

これに関して、今後同様のケースが出る時のために意見を申し上げたいと思います。国定公園に不動産を所有して、そこに何か計画をしようとする方は、その環境を守ることと活用するという、相反することをしていかないといけない難しい立場であると思います。また、この施設を利用するお客さんと言いますか、利用者の方々にとってもやっぱり自然環境を守るという意識づけが大事だと思いますので、例えばなんですけど、こういう計画を立てる事業者さんに対して、自然環境を守ることについてどういうふう考えているか、どういうふうな計画があるかというものを、意見を、計画に付けてもらおうとかいうことはできるのでしょうか。

浅野会長

はい。御趣旨は分かりました。

事務局何かお答がありますか。

(自然環境課：新課長)

はい。事務局でございます。

今回許認可に当たりましては、事業者と自然環境について、色々な規制があるというように質疑応答をさせていただいております。全部そこを分かった上で、色々な修正を今回させていただいているところでございます。その中では例えば、ごみの問題であるとか、排水の問題であるとか、そういうところについては事業者側もかなり我々の趣旨を理解していただいていると思っております。

浅野会長

河邊委員いかがですか。

河邊委員

ありがとうございました。例えば、施設利用者の方にネイチャーガイドから鳴き砂のことについての勉強する機会をもってもらうなど、施設利用者の方にも環境保全に対する意識をもってもらう、ある意味良い機会になると思います。そのような環境保全の学び場を設けることを事業者の方にも自覚していただくという事が大事なんじゃないかなと思います。地元の自治会さんが鳴き砂を守る会というのが結成されて清掃活動もされているということなので、例えばそれにこの事業者も参加するとか、共に環境を守るという姿勢を継続していただけると良いのではないかと。そういうものを申請書なりに表していただくことが今後必要んじゃないかなと思います。例えば過去近くで同じような施設があったから、同様に許可しますということではなくて、環境に対する意識というのは、県民の方々は変わって来ていると思いますし、国定公園という県民、国民の共通した自然財産の一部に私有財産があるわけなので、街中に不動産があるのとは違って環境を守る責任が伴うと思うんです。

浅野会長

ありがとうございました。事務局としても今出された御意見はもっともな意見だと思いますので、事業者にそのことがしっかり伝わるように、できれば環境保全協定みたいなものをですね、県、地元自治体、できれば鳴き砂を守る会みたいなのところとですね、事業者も一緒になって4者でちゃんと協定をするというところまでいけばですね、それだけ信頼も深まるだろうと思いますから、今の御意見を踏まえながらですね、そういうことについても少し強く御指導いただければと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、他には御意見が無いようでございます。部会での慎重な審議の結果については、御了承いただけたと思いますので、このように答申をしたということを御了承いただければと思います。

それでは、もう1件報告がございまして、令和4年度の環境白書について、事務局から説明をいただきます。よろしく願いいたします。

(環境政策課：中垣課長)

環境政策課長の中垣です。それでは、環境白書について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

環境白書自体につきましては、少し厚いサイズとなっており、事前に郵送させていただいておりますが、御説明の方はお手元にあります資料5でさせていただきたいと思っております。

資料5の1ページを御覧ください。

この環境白書は、福岡県環境保全に関する条例第10条の規定に基づき、本県の環境の現状及び環境保全のために講じた施策などを公表するものでございます。

まず総説では、本県の環境の現状と取組のあらましを紹介するとともに、トピックスとして「県内の主な取組」を紹介しております。

本白書は、令和4年3月に策定しました「第五次福岡県環境総合基本計画」で設定いたしました7つの分野に沿った構成とし、本県の主な取組について、掲載すると共に「持続可能な開発目標（SDGs）」のゴールとの関連性を解説しております。

「県内の主な取組」としては、地域脱炭素化、CO2フリー水素の普及促進などの脱炭素特集のほか、プラスチック資源循環推進、ワンヘルスの推進などについて掲載しております。

次に、環境の現況と対策でございます。

第五次福岡県環境総合基本計画で設定しました7つの分野ごとに、環境の現況と各種施策を紹介しております。

まず、①の「経済・社会のグリーン化」でございます。主な施策といたしまして、エコ事業所やエコファミリーにおける省エネルギー・省資源の取組や、福岡県水素グリーン成長戦略の推進に取り組んでおります。

2ページをお願いいたします。「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり」でございます。主な施策として、ウェブサイトを利用した環境情報の発信や、環境県民会議や県の各保健福祉環境事務所が設置しております地域環境協議会による県民・事業者・行政が一体となった環境保全などに取り組んでおります。

③の「脱炭素社会への移行」でございます。主な施策として、再生可能エネルギーの普及促進や、地域における省エネルギー・省資源の普及啓発、また、都市づくり、交通、建築物等における省エネルギー化などに取り組んでおります。

④の「循環型社会の推進」でございます。主な施策として、3R啓発等による廃棄物減量化や食品ロス削減、プラスチック資源循環促進、廃棄物の適正処理のための普及啓発や監視・指導などに取り組んでいるところでございます。

⑤の「自然共生社会の推進」でございます。主な施策として、希少野生動植物種の保護に関する条例に基づく指定希少野生動植物種の保護や、英彦山、犬ヶ岳における生態系の回復と絶滅危惧植物の保護などに取り組んでおります。

⑥の「健康で快適に暮らせる生活環境の形成」でございます。主な施策として、大気環境状況の把握、大気汚染物質高濃度予測情報の配信、注意喚起、公共用水域や地下水の水質汚濁状況の監視などに取り組んでおります。

最後に、「国際環境協力の推進」でございます。主な施策として、アジア諸地域の行政職員等に対する国際環境人材育成研修などに取り組んでおります。

続きまして、第四次環境総合基本計画の指標達成状況について御説明いたします。資料3ページからの表を御覧ください。

第四次環境総合基本計画は、令和4年度つまり今年の3月までを計画期間として20の指標を設定していたもので、昨年3月に計画期間を1年前倒して策定いたしました第五次計画の前の計画に当たるものでございます。

第四次環境総合基本計画の指標達成状況ですが、表の一番右の欄に○の印をした12の項目がございます。その項目につきましては計画期間最終年度1年前の令和3年度末時点で、既に目標を達成しております。

残りの8項目のうち、3ページの表の下から3段目「リサイクル技術の実用化件数」及び4ページの表の下から2段目「国際環境協力の案件数」この2つにつきましては、今年度に目標を達成する見通しとなっております。その他の項目につきましても、最終年度前の時点で計画策定時から向上しているところですが、5ページの一番下の「環境講座・環境イベント等の開催数」につきましては、計画策定時よりも後退となっております。これは新型コロナウイルス感染症対策の影響で講座やイベント等の実施が困難であったことが要因となっております。現在は、感染防止措置を施した上でイベント等を実施しており、引き続き県内の感染状況を踏まえて取り組んでまいります。

簡単ではございますが、説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

浅野会長

ありがとうございました。それでは、環境白書についても事前に配られておりましたが、なかなか分厚いものですから、全部に目を通すのは大変なことかもしれませんが、何か御質問なり御意見なりございませんでしょうか。以前の環境白書に比べると随分カラフルにもなりましたし、内容的にも読みやすく工夫が行われてきていると思います。特に県のやったことだけでなく、県内の自治体がどんな取り組みをしているかということについても分かる限りのものを、できるだけ県民に御紹介する必要があるだろうということですね、今報告がありましたように、中に記しているところです。ただこのまとめた紙にはですね、気の毒に大牟田市、福岡市が落ちていますが、本文にはちゃんと大牟田市、福岡市も出ておりますので、かなり自治体の報告が載っています。ここにより多くの自治体の報告が載ることができればなというふうに思っておるんですが、ということでございます。

まだ本日時間がございますので、どうぞ何でも結構ですが、やはりこの際、福岡県の環境施策に関して平素からお考えのことについて何かございましたら、御意見を承ることがで

できればと思います。いかがでございましょうか。

はい後藤委員、どうぞ。

後藤富和委員

後藤でございます。ありがとうございます。指標の達成状況を見ると、率直な感想を言うと、良く達成できているなという感想なのですが、とりわけその低炭素社会の推進の方のところで再生可能エネルギー導入容量が目標を大幅に超える、特に計画策定時から100万kw増えているということで、目標を超えているし、すごい量だなと思うのですが、これが大幅達成できた要因というのは、分かれば教えてください。

浅野会長

はい。ありがとうございます。事務局何かお答えがありますか。

(環境保全課：吉川課長)

環境保全課でございます。福岡県における再生可能エネルギーの実績導入分につきまして、太陽光発電の導入がかなり増えております。太陽光発電以外にバイオマスですとか、水力発電もあるのですが、一番増えているのは太陽光になります。この太陽光につきましては、まず住宅用につきまして、2013年から3倍程度、それから非住宅用10kw以上の非住宅用についても2013年から4.4倍くらいに増えてくるということで、かなり増えているというのが実情だと思います。

後藤富和委員

ありがとうございます。

浅野会長

はい。他にございませんでしょうか。いかがでしょうか。

はい。どうぞ。井上眞理委員

井上眞理委員

井上です。最後ですので、質問させていただきます。

この資料のですね4ページの、上から2つ目の分野に当たります、健康で快適に暮らせる生活環境の形成というところで、BODとCODの値の、要するに劣化している、悪化しているというのが気になっています。計画の策定時では、水質の場合は85.6%が達成しているということで、ところが現時点では71.7%という数字になっていて、本日この会議の資料2

の1ページで示されたように、確かに変動はあるのですが、この値が低下していつているという、達成率が低くなっているという理由と、それから、この値をこれから100%に近づけていくためには、他の指標に比べたら難しい達成指標だと思うのですが、何か具体的に効果のある方策とかお考えでしたら、教えていただきたいと思います。以上です。

浅野会長

はいどうぞ。

(環境保全課：吉川課長)

水質が、計画策定時からかなり低下しているのではないかとこの点ですけれども、実際の毎年度毎の数字としては、達成率が上下するという状況で変動してきております。しかし、その中でも長期的に見ると、徐々に上昇しながら、少しずつ良くなってきているグラフにはなります。この期間だけ着目しますと悪くなっていますが、この悪くなっている原因の一つはやはり近年の気象状況等が影響していると思われ、その年の7月、8月くらいに発生した豪雨の影響などが考えられます。その時期の測定データで水質の悪いデータがありますと、これが達成率を判定する時に、BOC、CODの75%値ということで、測定値全体を並べた中での75%目に相当する値で適否を判定する関係で、達成率が低めに出ることがあると考えております。ただし、私どもといたしましても、気象だけが原因だという結論にはならないよう、当然、測定したデータが高い時、例えばBODであれば10を超えるような場合には、まずは原因究明ということで、採水時の周辺環境の検証や、原因究明のための確認・調査をしております。そこで原因が分かれば、その原因に対する対策ということで、都度、対応しております。そのほか、やはり将来的なことを考えますと、委員が御指摘されておりますとおり、100%を目指していくということが本筋だろうと思っておりますので、当然、環境基準が長期間達成できていない流域などについては、こういった対策がとれるのかということも含めまして、改めて現地の調査ですとか、流域の水質改善のための調査研究をやっていきたいと考えております。

浅野会長

はい。よろしいでしょうか。170ページを見るとね、河川が結構令和3年は悪いんですよ。これは気候要因、降雨量とかそういったのが結構この年効いているのだろうなという気がするのですが、それにしてもあまりにも数字が良くないですね。筑後川、遠賀川、大牟田市内河川みんな下がっていますので。御指摘のような点については、今後とも十分に、留意していく必要があるだろうと思いましたので、どうも御注意ありがとうございました。

他に御意見ございませんでしょうか。

糸井委員何かございますか。

糸井委員

先程、再生可能エネルギーの導入量が非常に大きく出た要因として太陽光発電がでていたんですけども、報道なんかによると国内の太陽光発電のその設置、適合地域というのも、大体出来上がっているんで、今後さらに再生可能エネルギーの導入を増やそうとすると、太陽光に頼るのは、ちょっと厳しいかなというような意見が出ているんですけども、県としては、再生可能エネルギーの導入というのは、さらに力を入れて推進していかないといけないと思うんですけど、何か県の方でお考えがございましょうか。おありでしたら教えていただければと思います。

浅野会長

はい。事務局お答えがありましたら、お願いいたします。

(環境保全課：吉川課長)

はい。再生可能エネルギーの導入の目標というところで、今年度に作りました実行計画の第2次の中でも少し掲げさせていただいておりますけれども、2024年度末でですね、320万kwこれを目標にしていきたいというところで考えております。今は270万kwぐらいですので、まだまだ増やしていきたいということで考えているところでございます。

具体的に太陽光以外のものも風力発電ですとか、そういうところも増えておりますので、全体としてそのくらいを目指していくということで考えているところでございます。

糸井委員

ありがとうございます。

浅野会長

田中昭代委員、何かありましたら。

田中委員

私も今回で最後になりますので、一言ではございますけれども、お尋ねしたいと思えます。

1 ページの中段にワンヘルスの推進というのがございまして、これは福岡県独自のという特徴的な取組と伺っておりますけれども、この取組と2 ページ目の⑤自然協生社会の推進というところ、野生動物とか希少生物とかありますけれど、この関連というか直接的

に、有機的に結びついているのか、別々に行うのか、とてもよい取組だと思しますので、そこを教えていただければと思います。

浅野会長

これは、自然環境課から。

(自然環境課：新課長)

自然環境課の新でございます。1 ページ、ワンヘルス推進ということで、保健医療介護総務課ワンヘルス推進室となっております。2 ページでは自然共生の推進ということでございます。ワンヘルスというのはとても広い概念がございまして、人と動物の健康、そして環境の健全性を一体のものとして考えていくと、そして、学際的な取り組みが必要であるというふうなことが言われているところでございます。ワンヘルスの中で、その6つの柱としまして、人獣共通感染症でありますとか、薬剤耐性菌の問題であるとか、環境問題、そして環境共生のための取組等、色々ございますけれども、色んな部署が関係しているところでございます。それらと連携を取りながら、情報を共有しながら実際進めていっているところでありますけれども、2 ページの自然共生社会の推進というものは、自然環境課で行っているものを主に取り上げているものでございます。県としてはワンヘルスの取組というような取りまとめをしてやっていっているところでございます。

浅野会長

自然保護というとなんとなく人間が自然を守ってあげなくちゃね、という人の方が高めに立っていて自然を下に見下ろして保護だよというイメージがものすごく強いんですね。ですから、経済活動のためにはもっとそんなことよりもというような話が出てきてしまうのですが、やっぱり今の言葉は、自然と共に生きる、自然が生きて、人も生きる、両方共に生きるんだよということが大事だということが第1次環境基本計画以来ずっと言われてきて、ようやく共生という言葉が位置付けられるようになってきたと思います。そのことをより大事にしていくと。人の命も大事です。生き物の命も大事です。共に同じ命としては繋がるものがありますということは、自然保護を語るときでも、いつでも逸れないで位置付けて行くということが多分、自然保護について子供たちがしっかり受け止めてくれる、今取り組んでおられる方もそのことをよく理解していただけると、いうようなことになってくるのだと思うのです。ですから、自然保護を、自然保護行政としてやっているのではなくて、自然共生社会を創るために一緒に仕事をしているのだと。ということは今の県の担当課にも浸透しているんだと思うのですが、それより広く県民の皆様にも分かっていたくということがこれから先益々必要となってくるので、ワンヘルスという言葉の意

味を、要するに生き物も人も共に一緒に生きるんだとそういう理念の表すもので、ということをしっかりPRしていくことが大事だろうと思います。田中委員の御発言もそういう趣旨のことだと思いますから、是非そのことを受け止めていただきたいと思いますし、ワンヘルスの理念は自然保護法の担当部局だけが考えればいいわけではなくて、あらゆる部局が全部考えなきゃいけないことだということのも、福岡県が打ち出している新しい方向性ということですから、そのことを田中委員がもう一回御指摘いただけたのは、ありがとうございました。参考になったと思います。

田中委員

ありがとうございました。

浅野会長

川崎委員どうぞ

川崎委員

川崎です。4ページの上から2番目希少野生生物ホームページのアクセス件数ということで、12万件が25万件で倍増しているということで、その理由として、希少野生生物の部分については条例を新たに設置したということで、そういったところで、県民の意識は上がったのかなと思うのですが。この中でもどういった部分にアクセスがあったか、もし分かれば教えていただきたいと思うのですが。

浅野会長

はい。どうでしょうか。これは統計的にとるのは、まず難しいので、担当者として直感的にこんなことだろうということだと思いますが、お答えがありましたらどうぞ。

(自然環境課：新課長)

今、手元には資料がないのですがけれども、委員が今言われましたように、条例ですね。希少野生動物種保護の条例をつくりまして、そこにアクセスが多かったというふうに聞いているところでございます。

浅野会長

それだけ、条例ができたということも、浸透しているということでもあると思いますので、まさか業者さんがそれを探し出して売ってやろうと思って、探して一生懸命調べているわけではないだろうとは思いますが、それは多分いくらそのつもりで見ても分からない

ようになっているはずですから。

他にございませんか。

はいどうぞ。渡邊委員。

渡邊公一郎委員

渡邊ですけども、一点だけお願いがあります。4ページの下の方に国際環境協力の推進というのがあって、その最初のところの、国際環境協力の案件数がまだ指標に達成していないようです。とはいっても17件出ていて、かなり多いだろうと思うので、これが問題であると思っと思っています。しかし、白書の中では福岡県の国際環境協力というのは非常に大きな貢献をされていると思うのですが、どれくらいの影響を与えているかというのはなかなか件数だけでは見えません。例えば管理型の廃棄物処分場をベトナムのハノイで初めて造るのに貢献したのではないかと思います。それがどれくらいハノイの人達に影響を与えているかというのは白書からは分かりません。数を出すのはとても難しいかも知れませんが、およそのこれくらいの人に貢献しているというような数字があると非常に分かりやすい。この白書を書き変えてくれという意味ではないですけども、最終的にはどれくらい影響を与えているのかというのが見えたら大変ありがたい。ものすごい影響を与えているはずなんですけども、それを是非示していただきたいという気がします。御存じのように福岡県というのは、ほんとに色々な途上国に影響を与えています。それをぜひぜひもう少し分かりやすく示していただくと、我々も、もうちょっと誇らしく思えるかなという気がします。見せ方の問題ですけども、検討していただければと思います。

浅野会長

はい。ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。これは福岡市、北九州市も同じようにやっていますので、よく三者で話し合っって、定量的に今の渡邊委員がおっしゃるような意味での、どういうところに影響を与えたんだと、どのくらいの意味を持っているんだらうというようなことを発表できるといいですね。ぜひ二つの政令市と相談をしてみてください。

他にございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。どうぞ、辻委員。

辻委員

一つ伺いたいのですけども、再生可能エネルギー、特に太陽光パネルの使用量が増えているということなんですけども、増えると将来的にはそれこそ、使用済みとなった太陽光パネルの排出量も増えるでしょう。埋め立て処理というのにも必要となってくると思う

のですが、リサイクル推進事業も進められていることなのですが、この将来的な指標達成状況の目標値というのはその廃棄であるとか、太陽光パネルの将来的な取扱いというのも考えた上で、達成状況ということを設定していらっしゃるのでしょうか。

浅野会長

はい。これは、厳しい御指摘ですね。確かにおっしゃるような問題があることは、よく分かっているのですが、指標としてはあくまでも設備、設置率をここまで上げたいということで目標値を掲げていてですね、その結果出てくる廃棄物の処理量がこのくらいになるだろうということを考えてちょっと抑え気味にしましょうという発想にはあまりなっていないので、あくまでも当面を増やす、増やしていくになっていますね。ですけど、おっしゃるように時間が経てば、必ずそれだけの廃棄物がでてくるということがありますから、多分福岡県の研究機関でも、処理については色々と検討していると思いますが。

(環境部：小磯部長)

ありがとうございます。太陽光パネルの廃棄については、今委員の御指摘があった通り今後大きな課題になってくると思います。環境省の推計によりますと、2030年代半ばくらいにピーク、現在のものが出てくるんじゃないかと。こういったことがございましたので、福岡県の方といたしましては、一般事業社さんとか、リサイクル事業者さんと検討を進めまして太陽光パネルのですね、そういった廃棄となった時の、回収の流れというか、システムを今作ってですね、それを今どんどん輪を広げていっているというところでございます。廃棄物、リサイクルをしていくというの、太陽光パネルは色々な金属も入っていますので、そういうことも大事ですけども、いかに効率よく、分かりやすく言うとコストを低めにして回収できるかと、そういった効率的な回収をやっていくということを目指して今そのシステムを作って、2030年を目指してできるように進めているところでございます。

浅野会長

はい。まだエコタウン大牟田は空きがあるようですから、なんとか、そういうものを処理するという、そこまで、今後の方向として考えられることができればいいですね。

他にございませんか。

それでは、御質問、御意見ございませんようでしたら、どうぞまたこの白書についてはお目通しをいただければと思います。

本日審議すべき事項、それから報告を受ける事項については以上でございます。この後、事務局から御報告と、皆様へのアピールがございますので、事務局どうぞよろしく願いいたします。

(環境政策課：牧草企画広報監)

浅野会長議事の進行誠にありがとうございます。議員の皆様におかれましては、熱心に御審議いただきましてありがとうございます。当審議会の御意見を十分に踏まえまして、今後の施策を進めて参りたいと思います。

なお、本日を持ちまして、環境審議会、委員の皆様の今期におきましての任期満了を迎えるということをごさいます。今期で退任される委員の中で長年にわたり本県の環境行政の推進に貢献をされました委員に対しまして、感謝状の贈呈を行いたいと思います。

(感謝状贈呈)

(環境政策課：牧草企画広報監)

これを持ちまして、令和4年度第3回福岡県環境審議会を終了いたします。本日はありがとうございました。